

生野区地域まちづくり協議会に関する掲示物の取扱いについて

最近改定 H29.4.1

大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項、第2条第4項「その他、区長が適当と認める掲示物」に基づき以下のとおり取扱う。

地域まちづくり協議会が実施するもので、次の要件のいずれかに該当するもの。

地域まちづくり協議会の組織紹介や加入申し込みに関する情報
地域まちづくり協議会の事業報告や予算・決算報告書に関する情報
地域まちづくり協議会が主催又は共催する事業の周知に関する情報
その他、地域まちづくり協議会の活動を促進するうえで生野区役所地域まちづくり課長が必要と認めた情報

- 1 掲示物紙面に広告を掲載する場合には「大阪市生野区役所広告掲載要領」に準ずるものとする。なお当該広告は、概ね掲示物紙面の3分の1を超えないものとする。
- 2 掲示手続きについては、生野区役所地域まちづくり課へ提出の上、生野区役所企画総務課長の承認を得ること。
掲示した情報に関する問い合わせや責任については、当該情報を提出した地域まちづくり協議会において、その責を負うこと。

附 則

この取扱いは、平成25年11月1日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成25年12月17日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この取扱いは、平成29年4月1日より施行する。